

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
山口県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山口県知事

公表日
令和8年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法で定める精神障害の状態にあると認めた者に対して精神障害者保健福祉手帳の交付を行う。申請者から申請があった場合、申請書等の内容を審査の上等級を決定し、手帳を交付する。 特定個人情報ファイルは、精神障害者保健福祉手帳の①交付申請、更新申請、等級変更申請に係る審査・決定・交付に関する事務、②記載事項の変更に関する事務、③再交付に関する事務、④返還に関する事務、⑤交付台帳の整備に関する事務に使用する。
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)システム、山口県統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表41の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口県総務部学事文書課 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 TEL 083-933-2576

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口県健康福祉部健康増進課 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 TEL 083-933-2944
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、更新時にも申請者からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システムにアクセスできる職員は、ID・パスワードにより必要最小人数に制限されており、年度ごとに見直しを行っている。 ・特定個人情報ファイルの滅失、毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条第1号から同条第3号 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、同条2号、同条4号、同条5号、同条6号及び同条8号、第20条第2号及び同条第6号、第21条第1号、同条第2号及び同条第3号、第22条第1号から同条第11号、第28条第1号から同条第10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1号及び第2号、第53条第1号から同条第3号、第55条第1号、同条第5号及び同条第9号、第59条の2第1号及び同条第2号から同条第4号	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条第1号から同条第3号 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、同条2号、同条4号、同条5号、同条6号及び同条8号、第20条第2号及び同条第6号、第21条第1号、同条第2号及び同条第3号、第22条第1号から同条第11号、第28条第1号から同条第10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1号及び第2号、第53条第1号から同条第3号、第55条第1号、同条第5号及び同条第9号、第59条の2第1号及び同条第2号から同条第4号	事後	
令和8年1月20日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第6号から同条第12号	・番号法第9条第1項別表22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条第1号から同条第3号 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、同条2号、同条4号、同条5号、同条6号及び同条8号、第20条第2号及び同条第6号、第21条第1号、同条第2号及び同条第3号、第22条第1号から同条第11号、第28条第1号から同条第10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1号及び第2号、第53条第1号から同条第3号、第55条第1号、同条第5号及び同条第9号、第59条の2第1号及び同条第2号から同条第4号	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表41の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項	事後	
令和8年1月20日	II 1.対象人数 計数時点	平成31年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和8年1月20日	II 2.取扱者数 計数時点	平成31年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和8年1月20日	IV 8.人手を介在させる作業	(新規)	IV 8.人手を介在させる作業に記載のとおり	事後	
令和8年1月20日	IV 9.監査	[] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	
令和8年1月20日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策に記載のとおり	事後	